

当別町 公園施設長寿命化計画（案） 【概要版】



令和8年 2月

当別町 建設課

1. 計画策定の背景と目的

当別町が管理する都市計画公園 9 箇所のうち、7 箇所が開設（供用開始）から 30 年以上が経過しており、各公園に設置されている遊戯施設やベンチ等の施設も老朽化が進行し、更新・再整備時期を迎えています。今後も安全・安心な公園施設の利用を確保していくためには、効果的な維持管理を行うことが必要不可欠となっています。

公園名	面積(ha)	供用開始年	経過年数	平均経過年数
ライラック公園	0.64	1989	36	34
つつじ公園	0.32	1991	34	
もみじ公園	0.59	1991	34	
栄公園	2.30	1983	42	
阿蘇公園	4.80	1982	43	
白樺公園	2.00	1993	32	
あいあい公園	3.00	2002	23	
遊遊公園	3.20	2007	18	
若葉公園	5.00	1984	41	

公園施設が整備されている都市公園の開設（供用開始）からの経過年数

このため、公園内の各施設の老朽具合を調査・判定し、判定ランクの悪い施設から順に修繕、改築・更新することを目的として、公園施設長寿命化計画を策定しているところです。

2. 調査の対象施設

調査対象は都市計画公園の 9 公園とし、対象の施設数は各公園内に現存する以下のとおりとしました。

なお、あいあい公園に新しく設置中の複合遊具は工事中のため、今回調査の対象外としました。

また、阿蘇公園内にある記念碑等も恒久的に設置され続ける施設の性格を鑑み、今回計画の対象外としています。

あいあい公園			つつじ公園		もみじ公園		ライラック公園	
一般施設	建築物	遊戯施設	一般施設	遊戯施設	一般施設	遊戯施設	一般施設	遊戯施設
68	1	6	13	2	23	2	25	2

阿蘇公園			栄公園		若葉公園		白樺公園	
一般施設	建築物	遊戯施設	一般施設	建築物	一般施設	建築物	一般施設	建築物
50	3	7	82	1	11	3	67	2

遊遊公園		
一般施設	建築物	遊戯施設
68	1	10

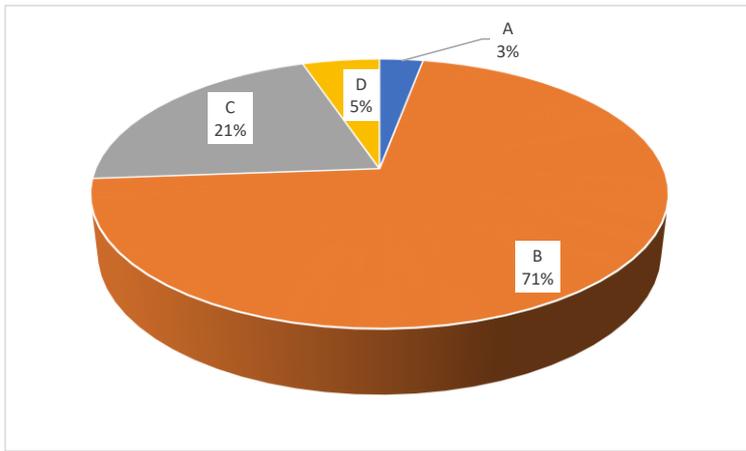
※施設の例

- ・一般施設 …… ベンチ、水飲み場等の小規模な施設
- ・建築物 …… トイレ・四阿等の施設
- ・遊戯施設 …… プランコ、滑り台、複合遊具等

3. 調査結果の概要

公園施設長寿命化計画の策定にあたり、各公園に設置されている施設の劣化具合を調査し、その判定結果を右の表にまとめました。各公園ごとに遊戯施設、一般施設、建築物の区分けで下表の評価基準に基づいて、A～Dの4段階で判定しています。

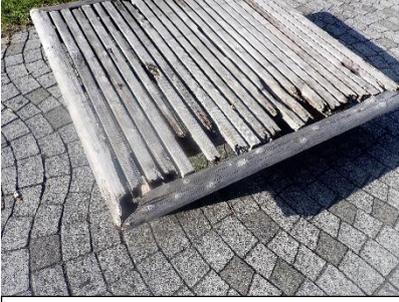
また、下図は全公園の施設をA～D判定別に合計した割合を示した図で、C～D判定の割合が合計26%となっています。



公園名	施設区分	A	B	C	D
あいあい公園	一般施設		65	3	
	建築物			1	
	遊戯施設			6	
つつじ公園	一般施設		10	3	
	遊戯施設			2	
もみじ公園	一般施設		12	6	5
	遊戯施設			2	
ライラック公園	一般施設		16	8	1
	遊戯施設			2	
阿蘇公園	一般施設	10	32	7	1
	建築物		1	2	
	遊戯施設	1	4	2	
栄公園	一般施設		47	28	7
	建築物			1	
若葉公園	一般施設		11		
	建築物		2	1	
白樺公園	一般施設		55	7	5
	建築物		2		
遊遊公園	一般施設	2	58	7	1
	建築物			1	
	遊戯施設		2	5	3
合計		13	317	94	23

表-8 健全度判定における評価基準

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に健全である。 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に劣化が進行している。 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に顕著な劣化である。 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

A～B 判定の施設	C 判定の施設	D 判定の施設
 <p data-bbox="161 539 560 658">阿蘇公園 修景水路：A 判定（劣化なし）</p>	 <p data-bbox="592 539 991 658">もみじ公園 木製複合遊具：C 判定 支柱腐朽</p>	 <p data-bbox="1023 539 1430 658">もみじ公園 水飲台：D 判定 躯体風化・内部鉄筋露出</p>
 <p data-bbox="161 1128 560 1247">阿蘇公園 水飲み場：A 判定（劣化なし）</p>	 <p data-bbox="592 1128 991 1247">白樺公園 縁台：C 判定 木材腐朽</p>	 <p data-bbox="1023 1128 1430 1247">遊遊公園 ハンドレール：D 判定 レール部湾曲、使用不可</p>
 <p data-bbox="161 1718 560 1836">つつじ公園 背付きベンチ：B 判定 塗装の劣化</p>	 <p data-bbox="592 1718 991 1836">遊遊公園 ハウス遊具：C 判定 ボルト類の緩み</p>	 <p data-bbox="1023 1718 1430 1836">遊遊公園 複合遊具：D 判定 発錆多数、使用禁止措置済</p>

【参考】公園施設の劣化状況（例）

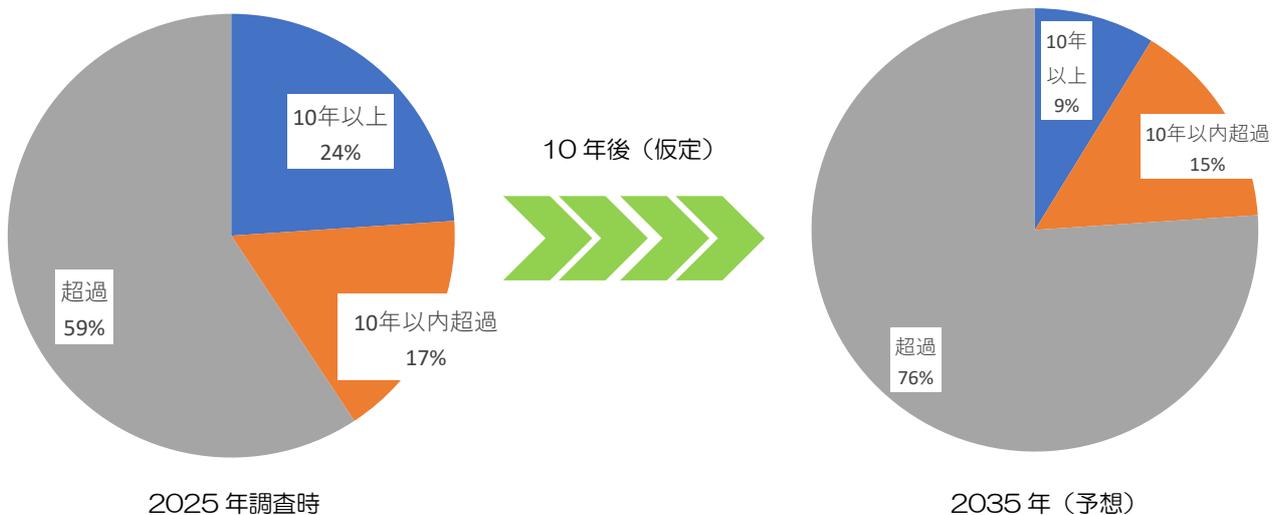
4. 今後の対応方針

4-1. 今後の課題の整理

点検の結果、C～Dの悪い判定となった施設の修繕や改築・更新が急務となりますが、一方でA～Bの比較的良好な判定結果となった施設についても、設置から相応の年数が経過している施設があります。

施設の標準的な寿命（以下、使用見込み期間と言います）の超過状況は下図のとおりで、現在59%の施設が使用見込み期間を超過しており、仮に10年経過した場合で考えると、使用見込み期間を超過した施設の割合は76%まで増加します。

使用見込み期間を超過した施設であっても、点検において安全に使用できる施設と評価されるものも多く、直ちに使用禁止となるわけではありませんが、安全・安心な公園施設の利用を確保していくためには、計画的に更新や修繕する等、効果的な維持管理を行うことが必要となっております。



グラフ凡例	
10年以上	⇒使用見込み期間が10年以上残っている
10年以内超過	⇒10年以内に使用見込み期間を迎える
超過	⇒すでに使用見込み期間を超えている

4-2. 課題を踏まえた公園施設の維持管理方針

公園長寿命化計画の指針に基づき、公園施設の管理方針を「予防保全型」と「事後保全型」の2つに分類します。

予防保全型は従来の、劣化が顕著になった段階で修繕を行う、という管理方法とは異なり、消耗部品等の劣化を予測できる部材を定期的に交換することにより、施設全体の使用見込み期間を延ばすものとなります。

この方法は整備費が高価かつ使用見込み期間の長い施設ほど費用の縮減及び延命が見込めるため、この条件に合致する一部の一般施設、建築物等を抽出し、別途「ライフサイクルコストの算出」を行い、費用の縮減効果が見込める施設を「予防保全型」とします。

また、遊戯施設については主たる利用者が子供であり、特に安全確保に必要となる措置を最優先とする観点から、費用の縮減可否を問わず一括で「予防保全型」とします。

「予防保全型」のうち一般施設、建築物については、10年に1回の周期で詳細点検を行い、施設の詳細な劣化状況を把握しながら、計画的な補修・更新を行うことを基本とし、日常点検の中で異常を発見した場合は個別に詳細点検を行います。

「予防保全型」のうち遊戯施設については、子供の安全を最優先とする観点から毎年点検を行い、計画的な補修・更新を行います。

これ以外の施設は使用見込み期間そのものも短く、規模感、費用感の観点から、「事後保全型」の管理により、劣化が顕著になった段階で改築・更新を前提に対処することとします。

計画的な維持管理			
予防保全型管理		事後保全型管理	
更新 (健全度調査・判定の結果に基づき判断)		更新 (日常点検や定期点検で劣化や損傷の進行に応じて撤去・更新を判断)	
補修 (健全度調査・判定の結果に基づき判断)			
日常点検 (維持保全において、異常の発見と対処を目的とした巡視点検)	定期点検 (遊具や建築設備等に関する他法令の規程による点検)	日常点検 (維持保全において、異常の発見と対処を目的とした巡視点検)	定期点検 (建築設備等に関する他法令の規程による点検)
維持保全 (清掃・保守・修繕など公園施設の日常的な維持管理内容が該当)		維持保全 (清掃・保守・修繕など公園施設の日常的な維持管理内容が該当)	

予防保全型とした場合、計画的な補修を行うことにより、施設の健全度が維持できるとともに、長期的なコストの縮減に寄与します

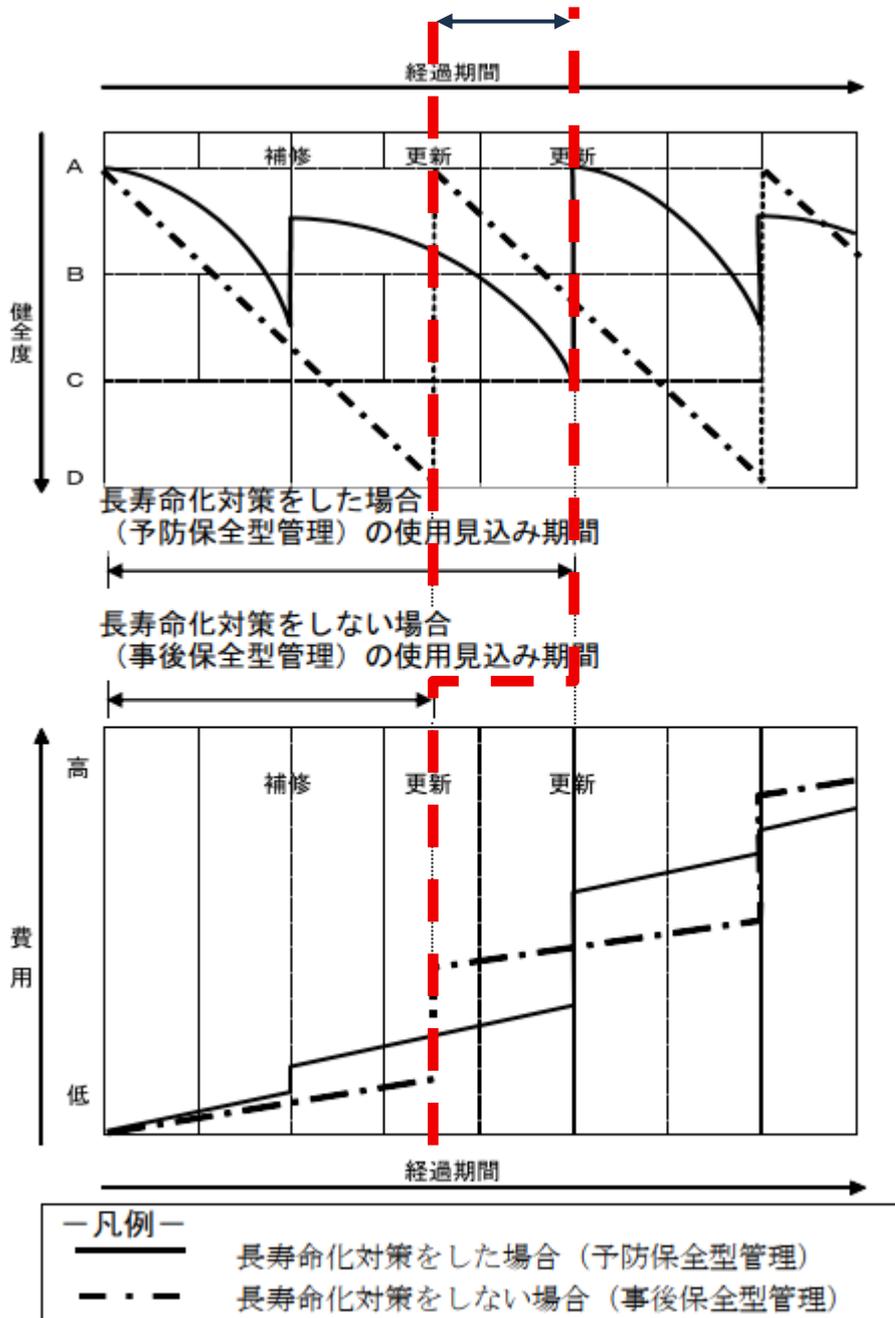


図-18 長寿命化の概念図 (模式図)

4-3. 現状の劣化に対する対策の検討

前項で施設の基本的な管理方針の分類を行いました。一方で現状の判定が悪く、費用対効果の面から改築・更新した後に、通常の維持管理を行うことが妥当である施設が複数あります。そこで、点検結果をもとに、修繕によって劣化の復旧が可能な施設と費用対効果の面から更新が妥当な施設を分類します。

①A～B 判定で、使用見込み期間内の施設

⇒安全面からも劣化が軽微であることから継続利用を基本とし、異常が見られた際に管理類型に応じた対応をします。

②A～B 判定で、使用見込み期間を超過している施設

⇒①と同様に更新を行わず継続利用を基本としますが、今後の劣化進行が懸念されるため、日常の維持保全を徹底し、利用に支障のある劣化が見つかった段階で管理類型に応じた対応をします。

③C～D 判定の予防保全型施設

⇒施設を更新する場合、昨今の物価上昇もあり資材費が高価なため、町の財政負担を強いられることとなります。そこで劣化状況を踏まえ、更新した場合と修繕した場合で費用比較を行い、費用対効果の高い方法を選択します。

公園名	施設名称	判定	使用見込み期間	対応	理由
ライラック公園	4人用ブランコ	C	10年以内超過	更新	残寿命も短く、更新費に対し、修繕費用が高額なため。
	鋼製複合遊具	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	バックネット	C	10年以内超過	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
つつじ公園	滑り台	C	10年以内超過	更新	残寿命も短く、更新費に対し、修繕費用が高額なため。
	木製複合遊具	C	超過	更新	使用見込み期間を超過し、修繕後の劣化進行が想定されるため。
もみじ公園	木製複合遊具	C	超過	更新	使用見込み期間を超過し、修繕後の劣化進行が想定されるため。
	砂場	C	10年以内超過	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
栄公園	四阿(花木園)	C	10年以内超過	修繕※	修繕を基本とするが、利用者数等を踏まえて集約再編等を別途検討する。
	トイレ(中央広場)	C	10年以内超過	修繕※	修繕を基本とするが、利用者数等を踏まえて集約再編等を別途検討する。
阿蘇公園	四阿	C	超過	更新	使用見込み期間を超過し、修繕後の劣化進行が想定されるため。
	複合遊具	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	砂場	C	超過	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	外柵(野球場)	D	超過	更新	劣化箇所が多岐に渡り、施設の規模も勘案すると修繕が困難なため
	土俵	C	超過	修繕※	修繕を基本とするが、利用者数等を踏まえて集約再編等を別途検討する。
白樺公園	トイレ	C	10年以内超過	更新	残り使用見込み期間も短く、修繕後の劣化進行が想定されるため。
	外柵(テニスコート)	C	10年以内超過	修繕※	修繕を基本とするが、利用者数等を踏まえて集約再編等を別途検討する。
あいあい公園	噴水制御盤	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	複合遊具	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	ネット登り	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	スプリング遊具(ウサギ)	C	10年以内超過	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	スプリング遊具(ゾウ)	C	10年以内超過	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	砂場	C	10年以内超過	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	ハウス遊具	C	10年以内超過	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	バスケットゴール	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
遊遊公園	トイレ	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	四阿①	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	四阿②	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	四阿③	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	幼児用滑台	D	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	複合遊具	D	10年以上	更新	発錆等の劣化箇所が多岐に渡り、施設の規模も勘案すると修繕が困難なため
	ハンドレール	D	10年以上	更新	古い規格の遊具であり、劣化部位の交換が難しく、修繕費も高価であるため。
	砂場	C	超過	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	ハウス遊具	C	超過	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	スプリング遊具(ウサギ)	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	スプリング遊具(ウマ)	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	スプリング遊具(トリケラトプス)	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	バスケットゴール	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
若葉公園	トイレ	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため
	野球場本部棟	C	10年以上	修繕	更新費に対し、修繕費用が軽微のため

表：予防保全型施設（C・D判定）の更新・修繕対応一覧

④C～D 判定の事後保全型施設

⇒修繕した場合の費用対効果が低い施設が多数を占めるため、安全面からも改築・更新を基本方針とします。

改築・更新にあたっては、一般施設は現状よりも維持管理の容易な規格へと変更し、照明灯等もランニングコストの安価なLED灯へと更新し、費用の縮減に努めます。

木製の施設は主に木材の腐食等の劣化が見られることから、鋼製、または再生木材等の耐久性のある資材に置き換えることで、使用見込み期間の長期化を図り、トータルコストの低減に努めます。



ベンチ更新例

木材⇒再生木材：使用見込み期間の長期化、固定式⇒移動式へ変更：基礎工事費の削減及び維持管理費の低減



外柵更新例

固定式⇒移動式へ変更：簡素化し、資材費の低減ならびに基礎工事費の削減



照明灯更新例

白熱灯⇒LEDへ変更：ランニングコスト（電気代）の削減および使用見込み期間の長期化



遊戯施設更新例

木製⇒鋼製へ変更：使用見込み期間の長期化および維持管理費の縮減によるトータルコストの削減

4-4. 更新する施設の優先度設定

前項までで更新対応とする施設について、10年の間に更新を行いますが、遊戯施設については安全確保の観点から最優先とし、一般施設については調査点検結果にてD判定及びC判定の施設で、使用見込期間、利用頻度等を加味し優先度を決定します。

4-5. 施設の更新の考え方について

判定の悪かった全ての施設を更新した場合、総額で約11億1000万円となりますが、全ての施設を以前と同等品で更新することは経済的ではないことから、修繕による長寿命化、LED化や経済的な部材に変更するなどの対策も含め、優先順位を明確化し、本町における実現可能な更新費用を設定しました。令和8年度から令和11年度については、高額な施設の更新を行うため、4年間で2億円となり、令和12年度以降については、更新費用を平準化し、年間400万円程度の更新を行うこととします。

また、計画期間内に更新することのできない施設（車止め、境界柵）など、利用上支障のない施設については、更新を計画期間外とし、経過観察していくものとします。

5. 長寿命化実施による効果

①管理類型の分類による費用縮減

4-2項による「予防保全型」の分類により、48施設に対して「ライフサイクルコストの算定」を行った結果、27施設で費用の縮減が見込める結果となりました。

27施設の縮減額を合計すると、単年度当りで約320万円の縮減が見込まれます。

②更新施設の簡素化による費用縮減

4-3項④の施設は合計で78施設あり、簡素化しない場合、更新費で4600万円かかる見込みでしたが、簡素化及び利用動態を踏まえた集約により、600万円の費用縮減が見込まれます。

上記のイニシャルコスト縮減のほかに、照明灯のLED化、木製遊具の鋼製化によるランニングコストの縮減も見込まれるため、今後の町の財政において、間接的ですが負担軽減に寄与するものと考えます。